

大洲地区広域消防事務組合職員の懲戒処分について

大洲地区広域消防事務組合 消防本部警防課に勤務する30歳代の男性職員が、パワーハラスメントを行っていたことが明らかになり、11月28日付けで懲戒処分を行いました。

事案の概要

平成21年9月から平成31年1月までの長期間に渡って、後輩職員に対し、精神的な攻撃及び暴力行為等のパワーハラスメントを行いました。また、被害を受けた職員が多数おり、この行為が職場環境を悪化させ公務の秩序を乱しました。

処分内容

- ・ 本人 停職6か月
- ・ 消防長 嚴重注意
- ・ 大洲消防署長 嚴重注意
- ・ 事案発覚時の所属長 . . 口頭訓告

— 消防長コメント —

地域住民の安心・安全を守る立場にある消防職員が、パワーハラスメントの不祥事を起こし、消防行政に対する信用を失墜させたことに対しまして、住民の皆様に深くお詫び申し上げます。今後は、再びこのような事態を惹き起こさぬよう、良好な職場環境の構築に向けハラスメント撲滅に向けた取り組みを行い、職員全員で服務規律の確保と綱紀肅正の徹底を図り、消防行政の信頼回復に努めてまいります所存です。

◎ 問い合わせ先

大洲地区広域消防事務組合

消防本部総務課 《 TEL 0893-24-2666 直通 》